

保護者の皆様へ

岐阜市 子ども未来部
子ども保育課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う 保育所等*の臨時休園・閉所について

日頃から、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、本日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」が発出されましたが、**岐阜市においても「新型コロナウイルス感染症 非常事態」を宣言しました。**

したがって本市では、今後の保育所等の利用について、以下のとおりの対応に決定しましたので、お知らせします。保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 保育所等の利用について

市内の保育所等については、原則として臨時休園・閉所とします。

ただし、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の子どもに対しては、保育の場の確保が必要であるため、安全で安心な体制が確保できることを前提に、継続して受入れの体制を整えます。

(※ 保育所等：認可保育所・保育園、認定こども園、地域型保育事業)

2 臨時休園・閉所の期間・手続き等

(1) 臨時休園・閉所の要請期間

令和2年4月11日(土)から令和2年5月6日(水)まで
(休日保育を含む)

(2) 届出方法

令和2年4月14日(火)までに「新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う岐阜市の非常事態宣言下での保育意向確認票」を、在園する保育所等に提出してください。

(3) 保育料について

臨時休園・閉所の要請期間中に登園しなかった子どもの利用料（保育料）については、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付または翌月以降の利用料に充当いたします。手続き等の詳細は、別途お知らせします。

(4) 給食費について

給食費についても保育料同様、後日還付または翌月以降の給食費に充当いたします。

ただし、公立保育所以外の教育・保育施設に通園されている子どもにつきましては、食材の発注方法などが施設によって異なるため、在籍する施設にお問い合わせください。

3 保育所等で新型コロナウイルスに関連した患者が発生した場合のお願い

臨時休園・閉所の要請期間中、保育所等において在園児または保育所等職員に感染者が1人でも発生した場合には、当該施設を**全面的に臨時休園**とします。

また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該園児の保護者に対して登園を避けるよう要請します。ご理解とご協力をお願いいたします。

【照会先】

岐阜市 子ども保育課
入所係長 坪内
電話 058-214-2143
認可指導係長 田中
電話 058-214-7826